

愛 労 連

愛知県労働組合総連合

名古屋市熱田区沢下町 8 - 18
 労働会館第2ビル
 TEL 052 - 871 - 5433
 FAX 052 - 871 - 5618
 e-mail airouren@lilac.ocn.ne.jp
 ホームページアドレス WWW.airouren.gr.jp
 発行人 見崎徳弘
 第85号 2000年5月31日

あなたが主役 総選挙 特集号

総選挙では

変えよう労働者の願いが実る

政治に

森・自公保政治に終止符を！

組合員のみなさん

愛労連は先日開催した第一回評議員会で、目前に迫った総選挙にあたり多数による横暴の限りをつくす森・自公保政治に終止符をうち、国民が主人公の民主的政治への転換をめざす「総選挙闘争方針」を確立するとともに、組織の総力をあげて奮闘する決意を固めました。

みなさん

日本の戦後史のなかでも、今日ほど国の政治と地方自治体のあり方が、ストレートに労働者・国民を犠牲にし、しかも強引な手法で大手銀行やゼネコンなど財界への奉仕をつづけた例があつたでしょうか。

三五〇万人に達した失業者、二万件を超える中小企業の倒産、卒業しても仕事に就けない三万人の新卒者、後を絶たない官僚や警察の汚職・腐敗・不祥事、三万二千人に及ぶ自殺者、耳を疑うような少年犯罪の続発、国民の八割が生活不安を訴える現状とともに、社会のゆがみも極限に来て

います。

また、戦争法や盗聴法の強行、「憲法調査会」の設置や日の丸が国会議場に掲げられる状況、「日本は天皇を中心にした神の国」との首相発言など、平和や民主主義の問題もかつてない危機に直面しています。

しかし、みなさん

私たちは、これまで国政では、女子保護規定撤廃や労基法改悪など労働者法改悪、年金・医療・社会保障制度の連続改悪、雇用保険法改悪や「リストラ関連法」強行反対のたたかいで、また県政では、「二〇〇五年愛知万博」開催の是非を問う県民投票条例の制定を求める署名や補助金カット反対の共同の広がりなどで、国政・県政の転換を求める世論が大きな流れになってきていることを実感してきました。

二〇〇〇年春闘でも私たちは、大幅賃上げ・底上げ要求や労働時間短縮・雇用創出で奮闘、特にリストラ・首切り攻撃とのたたかいでは、身勝手な金融機関や背景資本とたたかって木村刃物や第一菱名争議で勝利し、IBMや愛知機械のとりく

みでも要求の前進と職場の大きな変化をつくりだしてきました。

組合員のみなさん

いよいよ解散・総選挙です。政治を変えることで職場を変え、要求を実現する歴史的な瞬間を迎えました。

愛労連は、これまでも要求の一致点で共同してきた政党的躍進と自自公・自公保政権と対決する野党の「共同」に大きな期待を表明するとともに、すべての職場から政治議論を巻き起こし、できるかぎりの組合員が、悪政退治と要求実現の総選挙闘争に総決起されるよう、心から訴えます。

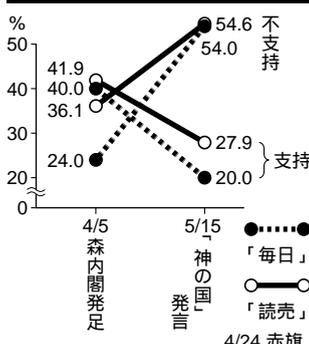
二〇〇〇年五月二四日

愛知県労働組合総連合第一八回幹事会

愛労連
幹事会
アピール



支持急落、不支持急増の森内閣



「毎日」の読売調査が三日付で発表した世論調査によると、森内閣の不支持率が五〇%以上に急増する一方、支持率が二〇%台に急落しました。「神の国」発言が大きく影響した形です。「毎日」の電話調査によれば、森内閣を「支持」「毎日」の調査では、「与党三党の連立政権を評価しない」がポイント増の七一%に達しているとの報道されています。

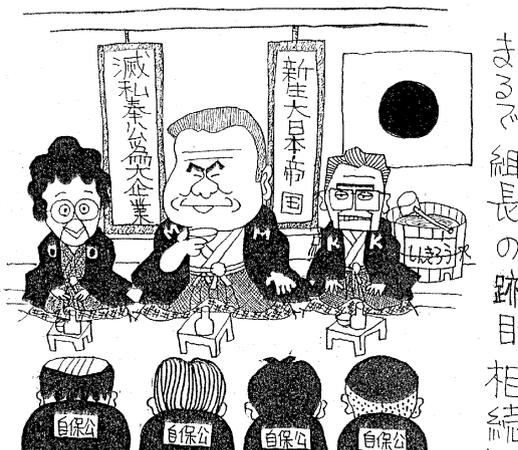
「神の国」発言で森内閣 不支持5割に

最近の国会での主な法案に対する各党の態度

(=賛成 =反対 =賛否に分かれる)

法律名と()内は主な改悪内容	成立月日	自民	公明	自由	民主	共産	社民
男女雇用機会均等法「改正」(労働基準法の女子保護規定撤廃を含む)	97.6			-			
労働基準法「改正」(変形労働時間制や裁量労働制の拡大で残業代なしで無制限労働が)	98.9						
周辺事態に際してわが国の平和及び安全を確保する為の措置に関する法律=新ガイドライン関連法(日本をアメリカの戦争に自動的に参戦させる戦争法)	99.5						
労働者派遣事業法「改正」(26業務に限定されていた派遣事業を原則自由化に)	99.6						
国会法「改正」(憲法調査会設置法)	99.7						
産業再生特別措置法(企業のリストラ支援法)	99.8						
国旗及び国家に関する法律(君が代・日の丸を国民に強制)	99.8						
犯罪捜査のために通信傍受に関する法律=盗聴法	99.8						
国民年金法等「改正」法(厚生年金の支給開始年齢65歳繰り延べ、給付5%カットなどの年金大改悪法)	00.3						
商法「改正」法(大企業のリストラを容易にする会社分割法)	00.5						
労働契約継承法(企業分割の際、労働者本人の同意なしで移籍させる)	00.5						

自由党の結成は98年1月 産業再生特別措置法では、民主党は自民党とほぼ同様の対案を出し反対。自由党は2000年4月に保守党と自由党に分裂。商法「改正」法、労働契約継承法案とも保守党は賛成。



各政党に対する公開質問状の回答

愛労連は各政党を訪問し、公開質問状の回答を要請しました。回答をいただいた政党の政策を掲載します。

下記政党のほか社民党と保守党も訪問しました。社民党は、2回にわたり要請しましたが、回答はいただけませんでした。保守党は、愛知県連がまだ開設されておらず、海部俊樹名古屋事務所を通じて東京の本部に送付していただきましたが、東京の事務所では「見ていない」ということでした。

なお、紙面の都合上、全文を機関誌に掲載できません。回答は要点とし、質問項目も抜粋させて頂きました。問1の(1)、問2の(2)、問3の年金については略全文は、愛労連のホームページおよび愛労連ニュースでお届けします。

政党	公 明 党	日本共産党	民 主 党	自由民主党
質問項目				
問1 . 大企業は、4年間で50万人もの労働者を削減し、今後さらに25万人の削減を予定している。この結果、戦後最悪の失業率が続き、不況を長びかせているが... (2)大企業の身勝手なりストラをやめさせるために、ヨーロッパのような企業の合併・分割・分社化などの際に、労働者の雇用や労働条件を守るための労働者保護法が必要だと考えるか。	今国会で企業分割に伴う労働者保護のための法的措置がはかられることになっている。合併、営業譲渡等についても、その付帯決議で検討の場を設け、その対応のあり方を検討することになっている。その状況を見ながら今後対応していきたい。	ご指摘の通り。大企業のリストラ・解雇をおさえ、労働者のくらしと権利を保障する解雇規制法や、企業組織再編にあたって、労働者保護法など、世間なみのルールを作ってこそ雇用も拡大し、日本経済も向上する。日本共産党は、国会に「企業組織再編にともなう労働者保護法」「解雇規制法」「サービス残業根絶特別措置法」の雇用3法案を提出し、その実現に全力をあげる。	民主党は「企業再編における労働者保護法」の制度を提案している。雇用に関心を持つ貴団体がこうした民主党の政策を調査されていないとは思えないが、念のため。	まず、現行法の機能強化を図り、さらに雇用環境の整備等、雇用を確保創出するための支援策を充実すべきと考える。
問2 . 人減らし・合理化のもとで長時間・過密労働、サービス残業が横行し、過労死や過労自殺を生み出している。 (1)労働者が人間らしく生き働くためには、労働時間の短縮や残業規制が必要だが。	労基法に基づき、労働大臣が時間外労働の限度基準を定めており、それが遵守されるよう、労働基準監督署等を通じて指導の徹底をはかる必要がある。また家庭教育の重視という観点からも、指摘の点は検討すべき重要課題だと考える。	ご指摘の通り。 サービス残業は根絶し、残業そのものを減らしていくとともに、ヨーロッパなみの労働時間短縮に向け、本格的なとりくみを開始する必要がある。	時短をすすめるうえでの「ワークシェアリング」の発想にたち、サービス残業の中止・残業の縮小・年休の完全消化等、具体的対策のプログラム化が必要。また、短時間労働、臨時雇用等に係わる公正な雇用条件の確保が必要である。	必要であると思う。
問4 . 介護保険が4月から始まったが、基盤整備の遅れで必要なサービスが受けられない、利用料の1割負担ができて介護給付を自ら辞退するなどの深刻な問題が発生している。そこで介護基盤整備や保険料・利用料の減免についてどう考えるか。また、そのための財源についてどう考えるか。	大きな混乱はなく、「おおむね順調」。整備基盤は、「ゴールドプラン21」に基づき推進されているが、特養ホームの待機者が医療機関に入院を余儀なくされている事態を踏まえ、公共事業予備費等も活用し整備を前倒しで進めるべきと考える。保険料は、一律ではなく所得に応じ軽減措置があるが、低所得の1号被保険者の負担の在り方、把握の仕方など制度の見直し時に検討すべきと考えている。なお、景気状況に配慮し、与党3党で協議し、保険料の徴収を半年間凍結した。利用料は原則1割負担になっているが、高額負担については上限が設けられている。しかし、高齢者が負担を重く感じサービス利用を抑えている事態も見られるので「政府の特別対策(3~5%の軽減策)に準じた低所得者層対策」の検討を主張していく。	日本共産党の調査によっても、経済的困難からサービス水準の後退が余儀なくされるなど、すでに深刻な実態が明らかになっている。そこで、当面、①在宅介護の利用料は、低所得者については、すべて10%から3%に引き下げる、②高齢者に対する10月からの保険料徴収を再検討し、住民税非課税の高齢者からはとらない、③介護サービス基盤の実態について行政が責任を持って掌握し拡充する、④介護認定は、高齢者の生活実態を反映したものとするという対策を求めている。介護など社会保障の財源は、公共事業のムダと浪費を徹底的におさえるとともに、公共事業優先の逆立ちした財政の仕組みを転換することによって生み出す。	ご指摘の問題だけでなく要介護の認定、ケアプランの遅れ、サービス選択の余地が少ないなど、まだまだ多くの問題がある。保険料・利用料等は、介護と医療の分野の明確区分を含め、制度全体の改善・充実の中で検討すべき問題である。	住民税非課税の高齢者の保険料については、本来の基準額よりも軽減し、利用者負担についても、上限額が低くおさえられている。なお65歳以上の方については、制度についての理解を得ながら、保険料を段階的に負担してもらえよう、本年4月から9月までの半年間は保険料を納めないでよいことになっており、本年10月から来年9月までの1年間は、本来の保険料の額の半額を納めていただくことになっている。今後、新たに策定した「ゴールドプラン21」に基づき、介護サービス基盤を整備していき、給付と負担、保険料とサービスの在り方を配慮しつつ、円滑な運営を図るべきと考える。
問5 . 消費税を今すぐ3%に戻し、消費を拡大し、景気回復をおこなうべきだと考えるか。	景気は、外生需要に依存した持ち直し局面から、民間需要を軸とした自立回復局面への入り口にさしかかりつつあり、この先民間需要へのバトンタッチがスムーズに運ぶ可能性が高まってきている。わが党は政治を安定させた上で、中小企業対策をはじめ、景気対策を今後も迅速におこなうべきと考えており、消費税については福祉目的税に改め、その金額を基礎年金・高齢者医療・介護をはじめとする社会保障経費に充てると位置づけている。	ご指摘の通り。消費税率を引き上げ、社会保障を後退させるなど個人消費を奪ったことが景気を冷え込ませた要因。ムダと浪費の公共事業をおさえ、社会保障とくらし応援を予算の主役にすえ、こうして消費税引き下げに道を開く。	消費税を3%に戻すことは考えていない。むしろ年間売上げ3000万円の免税点や簡易課税制度など、一部益税として残っているような仕組みをあらため、インボイス制度の導入など、公正な仕組みにあらためる必要がある。	現行5%が妥当と考え、景気回復に向けて、さらに総合的、実効性ある経済対策を推進すべきと考える。
問6 . 日米新ガイドライン関連法(戦争法)は、アメリカが起こす戦争に日本も自動的に参戦する法律だが、憲法第9条で、戦争の放棄、戦力の不保持を明文化した日本国憲法に反すると考えるか。	この法律は、周辺事態に対応するための必要な措置等を定めたもので、戦争法ではない。また、周辺事態の認定や日本が実施する対応措置等は、わが国の主権的な判断に基づくものであり、自動的に実施するものでもない。憲法9条第1項は、自衛権まで否定していない。よって、同条第2項は「戦力」の保持を禁止しているが、自衛のための必要最小限度の実力を保持することまで禁止してはいない。本法に基づく後方地域支援等は、それ自体は武力の行使に該当せず、また、戦闘地域と一線を画された後方地域で実施されるため、米軍の武力行使との一体化の問題が生ずることもなく、憲法との関係で問題が生ずることはない。	ご指摘の通りの戦争法で、アメリカの戦争に協力する軍事一本やりの姿勢をあらため、もめごとはずまず話し合いで平和解決することこそ世界の流れ。政府が強行した戦争法は日本国憲法9条のもとでは、許されない、存在しえない法律といえる。	民主党は、日本の主体性ある安全保障政策の確立が重要と考えている。憲法の平和主義のもと、①個別自衛権の行使を超えた武力行使はおこなわない、②専守防衛の堅持、③これらのための必要最小限の実力保持、④集団的自衛権を行使しない、⑤非核三原則、武器輸出三原則などの諸原則を厳守することが大切である。	現在の国際社会では、単独でその安全を確保することは困難であり、わが国の場合は自衛隊と日米安全保障体制を堅持することで、国の安全を確保することを基本としている。日米新ガイドライン関連法は、わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態である周辺事態に際し、米国への協力を通じ、日米安保体制の実効性をよりよく確保するためのものである。
問7 . 「2005年『愛知万博』開催の是非を問う県民投票条例」の制定を求めて、直接請求署名の運動がおこなわれているが、法定署名数が得られた場合、県議会で条例制定をすべきと考えるか。	「愛知万博」のテーマ「新しい創造：自然の叡智」は、人間と自然の共生こそ21世紀の地球的課題であり、このテーマで日本から世界に向けて情報発信ができればすばらしい。大成功させなければならない。直接請求署名運動がおこなわれていることは承知しているが、県知事の意見を付して県議会で審議され、その制定の可否が決定される運びとなる。	「愛知万博の是非を問う県民投票を求める直接請求署名」の運動は、大変重要な成果をおさめている。当然、愛知県議会はこの県民の声を受けとめ、県民投票をおこなうために条例を制定すべき。そのためには日本共産党も全力をあげる決意である。	民主党は「住民投票法案」を提出している。	昭和63年10月に日本国際博覧会開催の意向を表明して以来、足かけ10年を経て、国家プロジェクトとされたものである。県民投票については、すでに県議会で慎重な審議のもと、県民投票の必要性はないとの結論を承知している。いずれにせよ、この件は県議会において判断されるものとする。